

令和7年度における総務省の中小企業者に関する契約の方針

令和7年5月
総 務 省

総務省は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第5条第1項の規定に基づき、「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和7年4月22日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和7年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

総務省は、令和7年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者（官公需法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）向け契約の金額が約123億円、比率が61.0%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者（官公需法第2条第2項に規定する新規中小企業者をいう。以下同じ。）の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、総務省全体として基本方針において掲げられた3%を目指すものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、調達部局は、次の事項について取り組むこととする。

- 1 中小企業・小規模事業者の参加の拡大を図るため、物件等であって、一般競争入札に関連する情報やそれらに係る落札結果等に関する情報及び発注計画に関する情報をホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。
- 2 物件等の発注を行うに際しては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して分かりやすい説明に努めるものとする。
- 3 オープンカウンター方式による調達については、ホームページに調達情報を掲載し、中小企業・小規模事業者の参加者の拡大を図るものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者及び組合の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、調達部局は、次の事項について取り組むこととする。

1 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものにならないよう評価項目の設定に配慮するものとする。

また、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう、調達ポータルサイトの情報などを活用し、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

2 競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めものとする。

3 新規中小企業者からの相談体制

大臣官房会計課等の支出負担行為担当官を置いている調達部局の調達担当職員は、官公需の受注に意欲的な新規中小企業者の受注能力の向上に資するよう、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応するものとする。

第4 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、総務省の全ての調達部局（本省の内部部局、施設等機関及び地方支分部局並びに外局）に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者・小規模事業者の受注機会の増大のため、本省に推進本部を設置する。

推進本部では、本方針の確実な実施を図るため、実績及び課題の把握並びに調達部局に対して情報提供等を行う。

【推進本部の構成員】

本部長：大臣官房会計課長

本部員：大臣官房会計課企画官

（事務局：大臣官房会計課）

なお、本部員は、必要に応じて各調達部局の長を追加することとする。